



保医発第1218001号
平成20年12月18日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年12月18日付厚生労働省告示第548号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬2品目及び注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 6 8 5	4, 2 6 8	3, 0 1 9	4 0	1 6, 0 1 2

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) エルプラット注射用50mg
 - ① 本剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること」と記載されている

ので、使用に当たっては十分留意すること。

② 既収載のエルプラット注射用100mgについても①と同様の取扱いであること。

(2) ボトックス注50

① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及び痙性斜頸以外には安全性が確立していないので絶対に使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及び痙性斜頸に使用した場合に限り算定するものであること。

② 使用上の注意において、「本剤の安全性及び有効性を十分理解し、本剤の施注手技に関する十分な知識・経験のある医師が投与を行うこと」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 既収載のボトックス注100についても①及び②と同様の取扱いであること。

(参 考)

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	ユリーフ錠 2 mg	シロドシン	2 mg 1 錠	49.50
2	内用薬	ユリーフ錠 4 mg	シロドシン	4 mg 1 錠	98.10
3	注射薬	エルプラット注射用 50mg	オキサリプラチン	50mg 1 瓶	38,200
4	注射薬	ボトックス注 50	A型ボツリスス毒素	50単位 1 瓶	51,062